

平成 27 年度 第 1 回

市場に関する追加明示案等の検討小委員会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 2 日（木） 14 時 30 分～15 時 20 分
- 2 場 所 三浦市三崎水産物地方卸売市場 7 階小会議室
- 3 議 案
 - (1) 議案 1 委員長・副委員長の選出について
 - (2) 議案 2 三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について
- 4 出席者
 - (1) 委 員 星野委員、大沢委員、鈴木委員、宮川委員
[4 名出席]
 - (2) 事務局 塚本都市政策担当課長、君島市場管理事務所長
中村 GL、岩瀬 GL、ソリバン主任、柳澤主任
深瀬主任
 - (3) 傍聴人 0 名
- 5 議案関係資料
 - (1) 議 案 2 「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について」関係資料
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、事務局（塚本課長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者は半数（4 名中 4 名全員出席）に達し、本審議会条例の規定を準用し、本小委員会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、傍聴申出がなかったことを報告しました。
 - ・ 本小委員会は、平成 27 年 6 月 3 日付けで新しく設置された小委員会であり、委員長及び副委員長が空席のため、委員長が選出されるまで、事務局（塚本課長）が会議の進行を務めました。

— 議案 —

議案 1 委員長・副委員長の選出について

【事務局】

これより、議事に入らせていただきます。議案 1「委員長・副委員長の選出について」でございますが、審議会規則第 5 条第 3 の規定を準用し、委員長および副委員長を委員の互選により定めたいと考えております。

事務局としましては、委員長には、本審議会において、学識経験者として、長くご貢献いただいております星野委員に、そして副委員長には、同じく、学識経験者として貢献していただいております大沢委員をお願いしてはどうかと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

【一同】

異議なし。

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては星野委員に、副委員長については大沢委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【星野委員、大沢委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、委員長、副委員長は、決定とさせていただきます。

審議会条例 6 条の規定を準用し、星野委員長に議長をお願いいたしますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

【議長】

ただいま委員長ということで、ご指名に与かりました星野です。委員の皆様方のご協力を賜りまして、円滑な運営を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、議事録についてですが、審議会規則の規定を準用し、署名委員を委員長である私から指名させていただきます。

本日の署名委員につきましては、鈴木委員と宮川委員にお願いしたいと思います。

【鈴木委員、宮川委員】

承知しました。

【議長】

両委員には、申し訳ありませんが、後日、議事録への署名をお願いいたします。

— 議案 —

議案 2 三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について

【議長】

それでは早速、議案 2「三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

三浦市三崎水産物地方卸売市場に関する追加明示案等について、ご説明させていただきます。こちらについて、本日お配りいたしております検討資料をご説明する前に、まず、追加明示案を検討するに至った経緯について、これまでも都市計画審議会においてご説明いたしておりますので、簡潔に、ご説明させていただきます。市場の高度衛生化導入に伴う機能拡充にあたり、市場を都市計画に定めたいのですが、上位計画である三浦市都市計画マスタープランに、市場の配置に関する位置づけが現在ございません。本マスタープランには、状況等が整わず具体的に明示できなかった内容について、次回の改定を待たずに、追加明示する仕組み『機動的な対応』がございまして、この『機動的な対応』を行うため、追加明示案を検討する組織として本小委員会を設置いたしました。それでは、本小委員会において、どのように追加明示案等の検討を行っていくか、検討フロー案について、ご説明いたします。配布いたしました資料の 1 ページ目をご覧ください。まず始めに、本市場が有する施設及びその機能について整理しまして、現在の取扱量、将来の取扱量の推計などから、概算の施設規模を算出し、その施設規模から候補地を抽出し、その中から最良と思われる候補地を選定したいと考えています。その最良と思われる候補地において、具体的にどのような位置・規模で施設を配置することが出来そうか検証を行い、周辺への影響についても考察したいと考えています。以上によりまして、市場の位置・規模が検証されたことに伴い、本マスタープランの追加明示を行うにあ

たり追加明示案を作成する、という資料1から6までの検討フロー案で検討資料を作成してまいりました。それでは、具体的に、1から5までについて、市場管理事務所の君島所長より、ご説明いたします。

【事務局】

それでは、資料により順次説明させていただきます。資料を1枚めくっていただいて、2ページをご覧ください。市場における漁獲物のフローを図に表したものです。大きく、沿岸漁獲物の流れを左側に、遠洋の冷凍漁獲物の流れを右側に示しています。3ページに機能施設毎に概要を記載しておりますので併せてご参照ください。鮮魚や活魚、活魚は生きたままの魚のことですが、これら沿岸漁獲物は、漁港の陸揚施設、いわゆる岸壁で陸揚げされた後、陸揚げ岸壁と一体的に整備された本市場に搬入されます。2ページ、点線で囲まれた範囲が市場機能の範囲となります。市場に搬入された鮮魚・活魚は、卸売場施設で、魚種別・サイズ別に選別し、それぞれ計量し、陳列用の専用函等を用いて陳列し、仲買人が順次入札します。市場によっては、セリ売りを行います。本市の市場では入札方式を採用しています。また、鮮魚は鮮度保持のため施氷、氷を施し陳列します。活魚は、水槽を用いて陳列します。仲買人によって落札された鮮魚・活魚は、買荷保管施設で一時保管された後に、市場外に搬出されますが、魚種や落札者によっては、鮮度劣化を防ぐための内臓等の除去、あるいは大型漁獲物の場合は簡単な裁割など簡易な魚体加工を加工施設で行う場合があります。また、消費地市場、スーパーマーケット等に出荷する漁獲物にあつては、積込施設で発泡スチロール函等に函入し、更に、鮮魚の場合は施氷も行います。次に遠洋の冷凍漁獲物について説明します。2ページ右側の流れが、遠洋漁獲物のフローです。遠洋はえ縄漁船は、多い場合、400t近い漁獲物を積載していますので、海域別など、ごく一部の漁獲物を卸売場施設に見本として陳列し入札します。見本入札の場合、陸揚げ時に簡単な選別と計量が行われることもあります。マグロ等の遠洋漁獲物は、漁船内で冷凍され、見本入札の後、陳列入札用の冷凍漁獲物は、超低温冷蔵庫に保蔵されます。超低温冷蔵庫から卸売場施設に搬入される主に40kg以上のメバチマグロは、1本毎に計量され、1本ずつ入札されます。フローでいう、「ア 卸売場施設」の⑦、⑧のところまで現在きております。仲買人によって落札された冷凍マグロは、買荷保管施設で一時保管された後に、市場外に搬出されますが、加工施設で4分の1にしたり、更にブロックに裁割したり、また発泡スチロール函に函入してから搬出する場合があります。4ページをご覧ください。「2 施設規模の算定」になります。平成26年は、東京湾では、燃油流出事故が発生し、相模湾では、定置網漁業2ヶ統が休業するという事案が発生し、水産物需給が特異であったため、平成21年から平成25年の既存市場における取扱量から、将来の取扱量

を推計し、施設規模を算出することといたします。表で整理してありますが、鮮魚・活魚の取扱量は、多少の変動はあるものの、衛生管理の高度化を予定していることや休業していた定置網漁業の改良・再開、市内の漁業協同組合が合併に向けた協議を開始した状況から、取扱量が減少することは予測されません。鮮魚・活魚の扱いは、日によってばらつきがあります。また、平成25年の盛漁期、5月・7月が毎年本市の盛漁期になっておりますが、その取扱量は、一日当たり16tとなっております。次に「(2) 遠洋漁獲物(冷凍マグロ)の取扱量等」は、平成23年まで減少し、その後、増加に転じておりますが、国際的にマグロ資源の保護が求められておまして、今後大きく増加するとは予測されません。また、冷凍マグロの扱いは、一年を通じて取り扱われるため、鮮魚・活魚の扱いに比べ、ばらつきは少なくなっています。必要な施設規模の算出は、第9次卸売市場整備基本方針、これは平成22年10月26日農林水産省が策定したものでございまして、その別記2「卸売市場施設規模算定基準」に基づき、算出することとします。4ページの下から5ページの枠内に卸売市場施設規模算定基準を記載してございます。「1 売場施設の必要規模」では、目標年度における売場施設の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うとして、単位面積当たり標準取扱数量を基準に目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、算定されます。他の施設も基本的な考え方は同様です。6ページをご覧ください。ただいま申し上げました基準に基づき、順次、必要規模を算定したものでございます。はじめに鮮魚・活魚の売場施設の必要規模を算定しています。鮮魚・活魚については、鮮度劣化を避けるため、陳列を複数回行うことは好ましくないため、盛漁期における一日当たりの取扱量、16tを使用します。陳列を複数回と申しますのは、例えば、委員の皆様のテーブルに取引の箱があったとして、その箱を2回使う、3回使う、ということを表しております。市場経由率は100%です。目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量1㎡あたり30kgとします。これは、既存市場において、卸売場施設として使用終了後に、積込所施設、加工施設として同じ場所を使用しており、この方法では、衛生管理の高度化に対応できないため、既存施設の計画標準取扱量の数値を設定することはできません。従来施設である、旧卸売市場、これは現在うらりが建っているところ、またその先の鮪の陸揚施設にかつて整備されておりましたが、従来施設においては、各施設が準備されていたため、従来施設の1㎡当たりの計画標準取扱量1㎡あたり30kg、これを計画標準取扱量とします。売場施設通路面積は、既存市場と同率の売場施設面積の30%とします。次に冷凍マグロですが、目標年度における1日当たり市場流通の規模は、1日34tとします。冷凍マグロについては、過大な規模は、取引に関わる人の移動距離の増加等の効率の低下につながるため、既存の市場にお

いても、陳列を複数回行っており、更には衛生管理の高度化により、低温閉鎖型構造の卸売場施設を予定しているため、鮮度劣化は懸念されません。従いまして、平均取扱量を使用することとします。売場施設経由率ですが、現市場において、基本的に取扱量の全量が売場施設を経由していることから、鮮魚活魚同様 1.0 で算定します。目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量は、既存施設同様の 1 m²当たり 70kg とします。売場施設通路面積は、既存市場と同率の売場施設面積の 30% とします。これらの条件により、算定される鮮魚・活魚の卸売場面積は約 700 m²、冷凍マグロの卸売場面積は約 630 m² となります。なお、既存施設には存しません。衛生管理の高度化を進めるために、卸売に必要となる通い容器、使いまわしの容器の倉庫を考慮する必要があることを申し添えさせていただきます。7 ページでは、同様に買荷保管・積込所の規模を、鮮魚・活魚 700 m²、冷凍マグロ 630 m²、それぞれ卸売場面積と同様の算定になっております。加工施設 500 m²、その他管理・業務施設 500 m²、超低温冷蔵庫の建築面積 1,600 m²、製氷施設の建築面積 300 m² と算定いたしました。駐車場の必要面積につきましては、7 ページ下段から 8 ページにかけてですが、卸売市場施設規模算定基準により、1 t 車以上の場合、1 t につき 25 m²、積載量 1 t 未満の場合、1 台につき 25 m² となっておりますので、積載量 350kg の軽トラックによる搬出割合を 20%、車両進入による汚染防止には、市場区域への進入車両を関係車両に限定することが効果的であることから、市場流通に必要な駐車場必要規模を算定することとします。ただし、その他業務用車両が一定度必要ですので、その台数を 10 台と見込んで必要規模を算定すると、2,000 m² となりました。8 ページをご覧ください。これまでに算定した結果から、市場用地の必要規模を算定しています。取扱量の伸びは予測されないこと、既存考え得る最新の施設整備がなされることから、増設余力指数は設定しないこととしました。既存市場においては、建物外部に通路を含めた余剰空間設定が行われていることから、既存市場の敷地面積のうち、建築面積以外の面積の割合約 55% として算定しました。結果、市場用地の必要規模は、14,360 m² となりました。9 ページをご覧ください。神奈川県卸売市場整備計画において、産地市場として整備及び機能拡充を図る旨の位置づけがあるため、三崎漁港区域内において、上記結果を満たす候補地を抽出し、選定を行いました。三崎漁港区域の中でも、甲種漁港施設、甲種と申しますのは漁港管理者が管理する漁港施設でございますが、甲種漁港施設である岸壁に面していることや、建築物の立地状況などを勘案し、3 地区の候補地を抽出し、「都市計画の観点」及び「経済・水産の観点」により比較検討を行いました。1 番が新港地区現位置、2 番が二町谷地区、3 番が城ヶ島地区の 3 地区ですが、都市計画の観点において、選定に与える差異は特にございませんでした。10 ページを併せてご覧いただきたいと存じます。「経済・水産の観点」において、1 番新港

地区現位置は、メリットとして、既存の陸揚施設、市場関連施設の活用が可能であること、既存市場施設の活用が可能な場合、建設コストを大幅に抑えることができること、デメリットとして、既存施設を活用する場合、施設配置の自由度が劣ること、と整理できました。2番の二町谷地区では、メリットとして、敷地に余裕があり、施設配置の際の自由度が高いこと、建替の際の余地を予め確保できること、デメリットとして、隣接する岸壁の天端高、水面から岸壁までの高さでございますが、これが東京湾平均潮位に対して3.5mであるため、沿岸・沖合漁船の陸揚げが困難でございますのと、市有地であるが民間事業者への分譲を予定している土地であること、と整理できました。3番城ヶ島地区では、デメリットとして、隣接する岸壁の延長及び幅員が十分でなく陸揚げが困難であること、地区の一部については現在公共駐車場として利用されていること、城ヶ島地区では、「新たな観光の核づくり」として、観光の振興を図っていることから駐車場の規模縮小は好ましくない、と整理できました。以上より一次選定結果としては、1番新港地区は陸揚施設、市場関連施設の条件が良いことを評価しました。2番二町谷地区は、沿岸・沖合漁船の陸揚げが困難なことから、当該地区における市場の設置は困難と評価しました。3番城ヶ島地区は、二町谷地区と同様に、隣接する岸壁の条件より、当該地区における市場の設置は困難と評価しました。11ページをご覧ください。「4 選定結果を踏まえた、具体の施設新設・施設改修案」です。「3 候補地の選定」において、最良の候補地となった新港地区において、具体的にどのような位置・規模で施設を配置するか検証しますが、その検証にあたっては、既存施設を活用することも考慮して施設整備を検証する、ということで、まずは「高度衛生管理基本計画三崎地区」においては、「三崎漁港では、消費者に信頼され、かつ競争力を有する水産業づくりを実現するため、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムの構築に当たって、鮮度保持対策や衛生管理対策に取り組むことが必要不可欠な状況となっている。」「このため水産物の陸揚げから荷捌き、出荷に至る各工程を対象として高度衛生管理を導入する。」としています。この「高度衛生管理基本計画三崎地区」と申しますのは、去る5月29日、水産庁が策定、公表したものでございます。更に、問題点として「人・車両及び水産物の動線が混在し、搬入と搬出の作業動線が交差し、異物混入のおそれがある。」こと、「冷凍マグロエリアでは防風カーテンを設置して、夏季の南風流入による、陳列された冷凍マグロ魚体の温度上昇の防止を図っているが、その効果が十分ではなく、品質低下を招いているおそれがあること。」等の問題点が挙げられております。その対応の方向性として「低温環境で冷凍マグロの取扱いができる冷凍マグロ用卸売場の整備」、「活魚・鮮魚の卸売エリア及びこれと分離した一次加工処理のためのエリアとし高度衛生管理体制を確立する。」としております。市場を休場することなく、新設及び改修し、上記

問題点を解決し、対応の方向性を実現するためには、「低温環境で冷凍マグロの取扱いができる冷凍マグロ用卸売場の整備」を別棟として新設する必要がある、と考えられます。別棟として新設することから、施設配置を考慮して施設別の面積を以下の表で改めて整理しました。12 ページをご覧ください。冷凍マグロ用卸売場、新設するものの内訳ですが、概ね、32m×45mの区域に配置可能でした。具体的には、「ア 卸売場施設」921 m²、うち計量室が 130 m²、これは現状どおり 2 箇所確保する計画です。屋外用フォークリフトの計量室内への進入が禁止となることから、計量室内にカゴの取り回しスペースを確保する必要があるため、現状の計量作業に使用しているスペースの 1.5 倍としております。次に、陳列室が 714 m²、低温室として 34m×21mと見込みました。次に入札室として 77 m²。現卸売場と同規模、約 14m×3mと見込みました。次に、買荷保管・積込所施設、272 m²。入札後の冷凍マグロは出荷まで卸売場内に仮置きされており、搬出後、超低温冷蔵庫に再度搬入されることが多いことから、買荷保管機能のみ整備することとし、現状使用されているスペースと同等のスペースを確保することとしました。なお、出荷まで最大 1 時間程度仮置きされますことから、仮置き時の冷凍マグロの品質を確保するため低温室といたします。その他、管理・業務施設は、247 m²と見込みました。倉庫については、高度衛生管理に伴い、必要機材の増加が見込まれることから現状の約 1.5 倍を確保することとし、約 93 m²、機械室その他付帯機能は、現施設と同規模の 154 m²と見込みました。次いで「(2) 既存卸売場等の改良」ですが、13 ページの中段になります。現施設規模同等ですが機能別に交差汚染を防除するよう、仕切り壁を整備することとします。卸売場施設が 1,170 m²、これには通い容器用倉庫 249 m²を含みます。買荷保管・積込所施設 1,260 m²、この中には冷凍マグロの積込所を含みます。加工施設 509 m²、この中にも冷凍マグロの加工施設を含みます。その他管理・業務施設 541 m²、既存と同等の規模でございます。14 ページに動線を含め、整備イメージ図を整理しました。現在皆様がいらっしゃいます場所が、図面の下の方の建物の右下角の少し上の倉庫の真上が小会議室、となっております。少しご覧いただければなと思います。それでは 15 ページをご覧ください。「5 施設新設・施設改良にかかる周辺への影響」として、整理してございます。「(1) 交通」ですが、既存市場及び新設の冷凍マグロ用卸売場は、幅員 20mの漁港区域内の通路、これは漁港施設である輸送施設という位置づけでございます、これを経て、都市計画道路 3・6・1 西海岸線、または都市計画道路 3・5・1 横須賀三崎線を利用する 2 つの搬出ルートがございます。車両の交通量は、市場施設間で搬出入を繰り返すフォークリフトの延べ台数は多いですが、出入荷に使用されているトラックは、最大で 110 台程度でございます。平成 22 年度道路交通情勢調査、いわゆる道路交通センサスでございますが、これにおける近傍地、これは横須賀方面から

参りまして油壺入口付近の原町15-13、この昼間12時間自動車類交通量14,212台と比較しても影響は少ないと考えられます。なお、冷凍マグロ用卸売場の新設によって、交通量の増加は認められないため新設による周辺への影響はない、と整理しました。次に、「(2) 騒音・振動」ですが、冷凍マグロ用卸売場の新設によって、作業工程に大きな変化はないため、新たな騒音・振動は発生しない。また、衛生管理の高度化を目的とした閉鎖構造施設の整備であるため、卸売場内で発生する騒音等の外部への遮蔽効果が期待できるため、新設による周辺への影響はない、と整理しました。最後に「(3) 臭気」ですが、冷凍マグロを取り扱う施設の新設であり、取扱数量の増加を予定するものではないため、新たな臭気は発生しません。また、低温化により解凍に伴う臭気の発生が抑制されること、閉鎖構造化することにより、臭気の散逸も抑制されるため、新設による周辺への影響はない、と整理しました。続いて、追加明示案の作成について、都市計画課 深瀬主任から説明します。

【事務局】

それでは資料16ページをご覧ください。まず初めに、本マスタープランの構成について、ご説明いたします。6の(1)に記載のとおり、本マスタープランは、「現況と課題」、「都市づくりの目標」、「都市づくりの方針」、「実現に向けた取組み」の4章だてとなっています。今回のような「機動的な対応」により、追加明示できるのは、「第3章 都市づくりの方針」のみとなっておりますので、第3章の追加明示案を作成することとなります。次に、本マスタープランにおける市場関連事項と追加明示の考え方について、ご説明いたします。本マスタープランの「第1章 現況と課題」に、「3 水産業(漁業)」として、本マスタープラン作成時の現況と課題が記載されています。また、「第2章 都市づくりの目標」の「6 都市環境等の目標」の「(4) 産業活性化」において、『将来都市構造で位置づけた地域活性化ゾーンを中心に、産業の立地や施設集積等を進め、産業の活性化を目指します。』と記載されており、この記載に基づきまして、「第3章 都市づくりの方針」において市場に関する方針を追加明示することを考えています。次に、第3章の「2 都市基盤の方針」には、都市計画道路、都市公園、下水道などの都市施設に関する方針が記載されており、市場に関する方針が記載される場合は、当該箇所に記載されるものと考えています。また、「3 都市環境等の方針」の「(4) 産業活性化」において、『三浦市の産業の拠点となる施設の立地や集積等を進めていくとともに、新たな産業の立地を誘導し、産業活性化を進めます。』と記載されておりまして、この記載に関しては、市場に関することを包含していると捉えております。以上のことを踏まえ、本マスタープラン追加明示案といたしましては、資料18ページのとおり、「第3章 都市づくりの方針」の「2 都市基盤の方針」に「(7)

市場」を追加したいと考えております。そこで『三崎水産物地方卸売市場については、三浦市の産業の活性化を図るため、三崎漁港の高度衛生管理化の導入に合わせ、都市計画施設として定めた上で、機能拡充のための再整備を図ります。』と記載するとともに、『再整備のイメージ』と『市場の位置』を示すことを考えています。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

ご苦労さまでした。念のために、今ご説明いただいたのは、マスタープランの何ページですか。

【事務局】

まず 55 ページをお開きください。こちらが「第 3 章都市づくりの方針」の「2 都市基盤の方針」の一番初めのページになります。ここから都市基盤の方針が書かれていまして、まずは、幹線道路等道路関係が、57 ページからは都市計画道路、き、59 ページからは公共交通が、61 ページからは都市公園、63 ページからは下水道、65 ページからは汚物処理場等が記載されています。追加する部分はこの「(6) 汚物処理場等」のあと、7 番目に資料の 18 ページが差し込まれるイメージになります。

【議長】

ご苦労様でした。ただいまの事務局からの説明に対して、何かご意見等ありますか。

【大沢委員】

今日ご説明いただいた資料の 4 ページ目、施設規模の算定のところで、平成 26 年度が特異値であったとのご説明をいただきました。特異値というのはどれぐらいだったのでしょうか。

【事務局】

今回、暦年で整理させていただいております。年度ではそれほど特異な数値にはなりません。暦年で沿岸漁獲物については 2,022 t、遠洋については 8,949 t でございます。

【大沢委員】

実際はピークの 5 月、7 月の平均取扱量の 16 t を採用しているということですが、平成 26 年度においても 5 月、7 月の平均取扱量は 16 t ぐらいで、本年度も同様でしょうか。

【事務局】

今年度は定置網がまだ稼働しておりませんが、もう少し少ない数量ですが、今後定置網が復活しますと、これくらいの数値になるのかなと思っておりません。

【宮川委員】

昨年定置網が休漁しておりまして、7月7日に許可がおりるのですが、網のほうに間に合わなくて。

【事務局】

そうすると、26年、27年と2ヶ統の定置網の漁獲物がカウントできない状態になっております。

【議長】

今日は水産分野から宮川さんにご参加いただいています。何かご意見があれば。

【宮川委員】

第一線で魚を取って市場に水揚げしている者としては、早く衛生管理化した市場ができれば、それ自体で魚の価格も多少違ってくると思います。小田原に市場見学に来られた方が、市場内に軽自動車が入っているのを見て、「ここは衛生管理ができてないからダメだ。」と言われたそうです。

三崎漁港は日本で13しかない特定第3種漁港であり、東北の漁港は東日本大震災後に整備されている中で、高度衛生管理が完成すれば結構ではないかと思えます。

【議長】

それでは事務局案でよろしゅうございますか。

【宮川委員】

そうですね。

【議長】

鈴木委員はいかがでしょう。経済分野から。

【鈴木委員】

東日本大震災が契機になり、水産業、特に水揚げ確保に関しては、国が中

心になり特定第3種漁港の高度衛生化への移行を強力に推進しています。三崎はちょっと遅れているぐらいです。震災復興の関係で東北は進んでいまして、近隣では焼津もやっています、銚子もやっています。競争力という面で非常に厳しい状態です。商工会議所としても、特定第3種漁港の13会議所と一緒に国に対して早急な整備をお願いしているところですので、是非、計画の推進をお願いしたいと思います。

【議長】

事務局の計画案としては、全体としてよろしいでしょうか。

【鈴木委員】

はい。

【大沢委員】

確認ですが、施設の計画としてのプロセスは妥当だと思っていますが、現在の施設とほぼ同等で、原則は建て替えであるので、床面積も変わらないので交通量は変化しない、という認識でしょうか。

【事務局】

はい。ただ、もう少し資料のところはセンサスのデータ等がありますので、そういうデータを示しながら整理したいと思います。

【大沢委員】

「新設」と書いてあるので、前より大きなものができるようにも見えますが、単なる基本方針で、物流自体は変わらないのであれば、機能更新程度かと思っています。

もうひとつ、建て替えにあたっては、都市計画決定をしなければいけない。実際には都市マスに位置づけて、そのあと、都市計画としての施設の位置を決めるということになるかと思しますので、都市計画マニュアルや都市計画の運用指針から見て妥当かどうかチェックが必要かと思えます。基本的には妥当であるということになると思うのですが、次のプロセスとして、都市施設の決定として、都市計画関係のマニュアル等で問題がないかということの確認の必要性を、確認の意味で申し上げました。

【事務局】

承知いたしました。

【議長】

それでは皆さん、本日の案件、事務局で検討した内容で妥当であると、本小委員会として確認してよろしゅうございますか。

【大沢委員、鈴木委員、宮川委員】

はい。

【議長】

どうもありがとうございました。非常にスムーズに、かつ慎重なご審議をいただいたと思います。それでは議案を全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】

- ・ 引き続き事務局より、7月下旬に追加明示案等の素案について「市民説明会」を開催し、8月下旬に都市計画審議会及び小委員会を開催する予定の事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。